

埼玉県告示第八百十四号

告 示

令和三年埼玉県告示第八百四十六号で公示した公共測量は、令和四年六月三十日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野元裕